

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方

(意見募集期間：平成26年5月28日～同年6月27日)

【意見提出 3件】

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方
1	株式会社NTTドコモ	<p>本省令案は、「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書」(平成24年12月25日)における検討結果を踏まえて、無線局免許手続きの効率化を図るために基地局等の包括免許の適用範囲を拡大する省令改正であり、本案に賛同いたします。</p> <p>なお、「他のシステムと周波数を共用する帯域又はガードバンドが十分確保できていない帯域を使用する場合を除く」ことについて、一定の周波数移行が進んだ場合には、早期に包括免許の対象として頂くことを希望いたします。</p> <p>また、今後、更なる手続きの簡素化・効率化を図るために、従来のフェムトセル基地局等に係る2号包括免許と同等の届出項目数・内容にすることを検討頂くことを希望いたします。更に、将来の無線局数が増大することも想定されるため、免許手続きの簡素化の一案として、無線局毎の免許や包括免許ではなく周波数帯域免許を導入する等により、所定の技術基準を満たす無線局については、免許された周波数の範囲において自由に開設、運用できるなど、一層の簡素化を希望いたします。</p>	<p>本案に賛成の意見として承ります。なお、要望の点につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	イー・アクセス株式会社	<p>1. はじめに この度、「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対して、意見提出の機会を作っていただいたことに感謝いたします。</p> <p>2. 当社の考え 今回の制度改正は、包括免許の適用のフェムトセル基地局等以外の携帯電話基地局等にも拡大、また、PHS 基地局免許の登録の範囲を事実上 PHS 基地局免許のすべてに拡大するものであり、適切であると考えます。</p>	<p>本案に賛成の意見として承ります。</p>
3	個人	<p>今回ご提案の全ての改正案について、賛同致します。 本改正案は必ずしも携帯電話基地局に特化したものではないと思料致します</p>	<p>本案に賛成の意見として承ります。</p>

		が、申請、審査、免許受領といった事務手続きが大幅に簡略化されることにより、各携帯電話事業者の基地局設置が促進されれば、繋がりやすさや通信速度の向上といった形で利用者側のメリットも大きいことから、速やかに施行されることを希望致します。	
--	--	--	--